

経済文教常任委員会記録

令和元年12月16日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前11時48分

○出席委員（6名）

4番 齋藤 豪 委員 7番 石山 敬 委員 9番 千葉 浩規 委員
15番 今泉 昌一 委員 26番 田中 元 委員 28番 下山 文雄 委員

○出席理事者（11名）

教育部長	鳴海 誠	教育総務課長	中村 工
学校整備課長	三上 善仁	学務健康課長	菅野 洋
文化財課長	小山内 一仁	文化財課主幹	岩井 浩介
生涯学習課長	柳田 尚美	博物館長	成田 正彦
観光部長	岩崎 隆	観光課長	粟嶋 博美
人事課長	堀川 慎一		

○出席事務局職員（2名）

次長 補佐 前田 修 書 記 工藤 健司

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案7件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第62号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第62号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○**教育部長（鳴海 誠）** 議案第62号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。本条例は教育委員会事務局の教育職職員、具体的には、教育委員会理事兼学校教育推進監、学校指導課長、教育センター所長、教育総務課総括主幹兼管理主事兼指導主事、学校指導課長補佐、主幹兼指導主事、指導主事、及び幼児ことばの指導員に適用する給料表を別表のとおり改正するものであります。

今回の改正は、おおむね30歳代半ばまでの職員を対象として給料月額の引き上げを行うもので、教育職給料表(1)においては、1級では1号給から55号給まで、2級では同じく7号給までが引き上げ改定されますが、1級と2級のただいま申し上げました号給を上回る号給及び3級においては、改定はございません。

次に、教育職給料表(2)においては、1級では1号給から75号給まで、2級では同じく67号給まで、3級では同じく23号給までが引き上げ改定されますが、1級から3級のただいま申し上げました号給を上回る号給、及び4級では改定がなく、給料表の一部改定となっていることから、実際に教育職給料表の額の改定の影響を受ける職員は、対象者18名のうち1名となっております。

次に附則であります。

別表の次、最後のページに附則がございますので、ごらん願います。

附則第1項では、この条例は公布の日から施行する旨を定め、附則第2項では、改正後の別表の規定は、平成31年4月1日にさかのぼって適用する旨を規定しております。

附則第3項では、既に支給された給与は、改正後の規定による内払いとみなして、本条例の改正により発生する差額分を支給する旨を規定しております。

なお、附則第4項では、前項に定めるほか、必要な事項は教育委員会が定める旨を規定しております。

以上であります。

○**委員長（今泉昌一委員）** 本案に対し、御質疑ございませんか。

○**9番（千葉浩規委員）** 1回だけ質問です。今回の条例改正によってこの給料の改定額というのはいかほどになるのかということと、あと今回教員ではなく、指導員、指導主事等が対象になるということなのですが、その理由について。

あとは、先ほど説明もありましたけれども、30歳半ばまでのこの一部改正ということでしたので、30歳半ばまでとなった理由について答弁をお願いします。

○**教育総務課長（中村 工）** まず第1点目の改定額についてでありますけれども、今回の影響額につきましては、給料月額関係部分で申し上げますと、部長が先ほど趣旨説明で申しましたとおり、対象者が1名ということであります。この1名分としては年間の給料月額、それから教育職調整額というものもございます。それとあわせまして期末手当も改定となりますので、その部分では2万2000円ほどということになります。

実はこれともう一つ、県の条例改正が12月9日にありましたけれども、教育関係職員、この条例のつくりとしまして、県条例、県費負担教職員等の例によるというところがありまして、その部分で実は勤勉手当につきましても0.05月分ふえるという内容になっておりまして、この部分、勤勉手当0.05月分としては対象者18名全員となりますので、この部分で38万9000円

ほどとなっております。合計で申しますと、先ほども申しました給料1人分と18名分の勤勉手当を合わせまして41万円を少し上回るようになっております。

これとあわせまして共済費も改定に、ふえるということになりますので、共済費も加えましてトータルは49万円ほどということになっております。

2点目の教育職の部分になりますけれども、教育職給料表につきましては基本的には教員免許を保有する職員に適用となるというものでありまして、市の教育委員会の関係で申しますと、指導主事、あと幼児ことばの指導員が適用になっているというものであります。

3点目の30歳代半ばになった理由ということでありまして、こちらにつきましては青森県の人事委員会によります給与勧告の内容に準じておりますので、結果的にそのようになっているというものであります。

○9番（千葉浩規委員） 30歳半ばまでというのは県に準じてという、それは当然だと思うのですが、そもそも県のほうではなぜ30歳代までというふうになったのでしょうか。

○教育総務課長（中村 工） これにつきましては、実は県の前に本年8月に人事院勧告がございました。そちらのほうにおきましても重点的に若手職員の給与改正を図るということで、そちらのほうでも30歳代半ばまでの職員の給与改定になっております。あと、10月に県の人事委員会勧告がありまして、そちらのほうで人事院の方針を踏襲した形で結果的になっていたというものであります。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

議案第63号 弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第63号弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） 議案第63号弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、弘前市立小友小学校、弘前市立三和小学校及び弘前市立新和小学校を統合し、新た

に弘前市立新和小学校を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。弘前市立小友小学校、弘前市立三和小学校及び弘前市立新和小学校を統合し、新たに弘前市立新和小学校を設置することから、表中の弘前市立小友小学校と弘前市立三和小学校の項を削るものであります。

統合の形といたしましては、3校を統合し、新たな学校を設置することから、改正内容は3校分を削除し1校を加える形とするべきところではありますが、新たに設置される学校の名称が弘前市立新和小学校と同じため、結果的に2校の削除となるものであります。

次に附則であります。

統合時期を2021年4月1日としたことから、条例の施行を令和3年4月1日としたものであります。

以上であります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） まず、統合時の児童数については資料もいただいたのでわかるわけですが、教員の数は現在いかほどで、また統合になればいかほどになるのかという点の答弁をお願いします。

もう一つはアンケートを実施しているわけですが、賛成・やむを得ないが一緒になって8割、9割というふうになっているわけですが、その中でやむを得ないという方はいかほどなのかということと、やむを得ないというふうに答えた方というのは、いろいろと悩んでいる方もおられるのかなというふうにするわけですが、そのやむを得ないという数値について市教委としてはどのように受けとめているのかという点、二つの答弁をお願いします。

○学校整備課長（三上善仁） まず、人数ということでございますけれども、資料のほうに現在、小友小学校が48名、三和小学校が45名、新和小学校が57名の合計150名でございますけれども、こちらのほうが統合後は140名というふうになります。それと、教職員でございますけれども、小友小学校が現在12名、三和小学校と新和小学校は13名ということで、統合後は14名になる予定というふうになってございます。

それと、アンケートの、まあ、このときのアンケートの設問といたしましては、統合案について、統合賛成・統合やむを得ない・統合反対・その他という形の4択としてございました。3校の保護者のアンケート結果では、やむを得ないというのは約60%ということになりましたけれども、このやむを得ないというのは明確に反対というような意思表示をしたものではなく、教育環境を考えた際に現在の小規模な体制よりも、やはり統合してある程度の規模を望んでいるあらわれだというふうには捉えてございます。

○9番（千葉浩規委員） 次は、統合に向けて児童に寄り添った取り組みが行われるということがやっぱり必要かと思うわけですが、そういう意味では校名とか校歌とか校章とかというのは児童にとっては大変思いが深いであろうと思うわけですが、そこで、これらを決めるに当たって児童からもアンケートをとったようなわけですが、その結果はどうだったのかということと、この点についてそのほか児童に対してどのような配慮をされたのかというのが一つです。

二つ目は、この委員会で百沢小学校の統合についても議論されたわけですが、この両校を統合するに当たって児童の交流が行われていたということの報告もあったわけなのですが、今回はそういう意味ではこういったこの小学校の児童の交流ということが行われたのかということと、また、この統合に対する児童の受けとめはどうなのかという点について答弁をお願いします。

します。

○**学校整備課長（三上善仁）** まず、この3校の統合というのは新設統合でありまして、3校は対等だということで、その辺を踏まえまして統合後の校名、校章ということにつきましては地域を含めたアンケートを実施して、その結果をもとに統合の準備協議会で協議して確認されているというものでございますので、子供たちの意向も反映したものというふうに考えてございます。協議会で確認した内容が結果的に現在の新和小学校という校名になりまして、さらに校歌、校章についても現在の新和小学校のものを継承するということが確認されたものでございます。

あと、交流事業ということでございますけれども、まず1・2年生では、生活科での交流とか合同での食育授業と、それから3・4年生では合同で社会見学や人権教室というのに取り組んでございます。そのほかに小連体の合同練習をしたり、3小学校では合同で修学旅行も行っているというふうに交流を深めているという状況でございます。

○**9番（千葉浩規委員）** 3回目は、今後の取り組みについて何点か伺います。

統合が令和3年4月からということなのですが、今後の児童への配慮というのはどのようなものが計画されているのかというのが一つです。

二つ目は、通学への支援、あと放課後児童対策についてはアンケートも取り組んでいるようですが、そのほかの取り組みはどうかということですが。

三つ目は、先ほど答弁もありましたけれども、統合後は、12人、13人、13人といた教員が14人というふうになるそうなのですが、やはり最大限、その教員が新しい小学校に配置されるということが子供たちにとっても大変よろしいのではないかと思います。そういうこの教員の配置について、そういう配慮というものはなされるのでしょうか、答弁をお願いします。

最後、四つ目なのですが、小友・三和小学校は指定緊急避難所に指定されているということなわけですが。防災の拠点でもあるということを見ると、この小学校を廃校ということではなくて休校という措置をとることも必要ではないかというふうに思うのですが、教育委員会としてはどのようなお考えなのか答弁をお願いします。

○**学校整備課長（三上善仁）** まず、統合後の今後の交流計画みたいな形だと思うのですが、これまでの交流に加えて、これまでも1・2年合同という形でやっていたけれども、今後は各学年ごとの交流をふやすということをまず検討していると。それと、統合後の校歌を1年生から5年生全体で練習する交流というのを深めていくところを学校から伺ってございます。

通学支援とかについてということでございますけれども、通学支援と放課後児童対策については、10月にアンケートを実施いたしまして、その結果は今現在集計中でございますけれども、今回のアンケート結果を踏まえまして対応策について各課で検討いたしまして、できれば次の統合準備協議会の協議を経た上で、来年度に保護者説明会を開催して各保護者の意向を一人一人確認して対応していきたいというふうに考えてございます。

教職員の配置ということもございました。教職の人事については県教委の所管ということになりますけれども、3校の児童が統合後も少しでも安心して学校生活を送れるよう、この辺は県教委のほうにしっかり要望していきたいというふうに考えてございます。

最後、防災の観点から休校にできないかということですが、統合後は原則として廃校という形で普通財産になるということになります。利活用についても検討するという

ことになりますけれども、休校ということになりますと電気とか水道とか、そういうインフラ的なものを全部休止するということになりますので、何かあったときにすぐ対応できるかというところはなかなか難しいというふうに考えております。その辺は防災課でも今後指定避難所については検討するというを確認してございます。

○7番（石山 敬委員） 今回の統合に当たって、学校整備において何か新設されるもの、変更するもの等ありましたらお知らせください。

○学校整備課長（三上善仁） 現在の下足箱ではちょっと数が足りないということで、下足箱を追加するための昇降口の改修というのを考えてございます。それから、スクールバスを運行するということになりますので、学校敷地内でバスが転回できるスペースを確保する必要がありますので、その辺の整備というのもございます。あともう一つ、新和小学校のプールが老朽化しているということでございまして、比較的新しい小友小学校のプールを移設するというのも可能だというふうに伺っていますので、その辺は確実にできるかどうかというところを確認しながら検討していきたいというふうに考えてございます。

○7番（石山 敬委員） 先ほどバスの送迎ができるバスプールのようなものを設置することも検討ということで、この統廃合に当たって一番遠い地区及び大体何キロぐらい、通常、小学校であれば大体3キロとかを目安にしているのですけれども、今回統合になれば一番遠い地域と距離数をわかっていれば教えてください。

○学校整備課長（三上善仁） 小学校では大体おおむね4キロ以内というのを通学の目安としてございますけれども、今回、新和小学校から一番遠い地区は三和小学校の笹館地区になります、こちらは約8.5キロというふうになります。

○26番（田中 元委員） 先ほどもちょっと話が出ましたけれども、こうなればよく後々問題になるのが2校の跡地の利活用の問題なのですけれども。近いところでは岩木地区の百沢小学校、統合になりましたけれども、どうもあそこもいろいろな規制や制限があつてなかなか、いろいろ検討はしているのだけれども、利活用は進んでいないというのが現状です、私の聞く範囲では。よって、これからだということのかもしれませんが、現段階でどのように考えておられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○学校整備課長（三上善仁） まず、この協議会の中でも利活用については意見を伺いながら進めていきたいと思っております。実際、統合後は行政財産を廃止して原則として市長部局へ引き継ぐということになりますので、市長部局に確認したところ、一般的には校舎を含めた財産の利活用については、市の他の部局でまず活用できないかどうか検討して、それがちょっとできないようであれば地域を含めた民間での検討をするということをした上で、必要に応じて売却や貸し付けを行うということも検討しているというふうには伺ってございます。

○26番（田中 元委員） これは質問というよりも要望として申し上げたいのですけれども、私の経験からいってお話ししたいのですけれども。私が通った小学校は、私が卒業後、10年ちょっとぐらいかな、で4校が統合して現在の岩木小学校になっています。そこで、統合なのでから校名はなくなる、校歌はなくなる、そこまではそうでしょう。なおかつ、校舎自体が非常に老朽化したもので、即刻解体をされて影も形も全てなくなってしまいました。これはやむを得ないと、仕方がないと思います。ただ、その際に、私の卒業した学校の統合時に、その学校の資料やら記念すべき品が全くどこにいったものやら消えてしまったのです、全くないのです。まことにこれは寂しく残念、悲しい限りであります。よって、それぞれ小友小学校、三和小学校、卒業生もいることだし、どうかそれぞれの歴史を残していけるように、例えば新和小学校

の空き教室等を活用してでも、その資料等を保存する、または公開するような場所をできれば設置をしていただきたいと。これは私が要望として申し上げたいと思います。

○28番（下山文雄委員） 田中委員の今の質疑とも関連するのですけれども、小友小学校は比較的新しい、新しく整備された学校、三和小学校はそれよりも古いということで、今、田中委員も言ったけれども、田中委員が入った学校の桜は何本かあるのです。今風前のともしびだなどというふうには私は見えています。やっぱりここに学校があったのかなと、やっぱり桜が咲くと、ここは校舎であったのかなという一つのあれがありますので、三和小学校は大変きれいな桜が咲いていますので、ひとつ市で管理ということになったりして、売却ということになればこれはまた別な問題ですけれども、そういうふうに市で管理あるいは市で利用するということになったり、やっぱりそういう歴史を残すということはそういうことにもつながりますので、そういうところにも留意していただきたいなど。あわせて岳陽小学校の桜もひとつきちんと見て、やっぱりきれいな、1本でも2本でも古いのでも助かりそうなのがありますので、ひとつ手入れしてきちんとやってもらいたいことをお願いしておきます。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

議案第64号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第64号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） 議案第64号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由は、文化財施設条例に堀越城跡の設置を規定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

別に配付しております資料1、資料2を使用して改正の概要等について御説明いたします。

それでは、資料1の新旧対照表をごらんください。左側が改正案となっております。改正箇所は2カ所であります。1ページ目から2ページ目までに掲載の第3条の文化財施設一覧表を

ごらんください。

まず、第3条は設置に関する規定となっており、文化財施設の名称及び位置について表により規定しております。本改正案においては、2ページ目になりますが、表に名称として「堀越城跡」、その位置として「弘前市大字堀越字柏田36番地」を加えるものであります。

平成24年度から実施してきた史跡津軽氏城跡堀越城跡の整備工事が今年度末に終了し、来年4月に全面公開する予定となったことから、令和2年度から市の文化財施設として位置づけるものであります。

次に、4ページであります。第11条第3項中「高照神社馬場跡」の次に「及び堀越城跡」を加えるものであります。

この規定は文化財施設における火気使用の特例に関する規定であります。堀越城跡における公開活用イベント等の開催時に、かがり火やガス器具等の使用計画に対応可能とするためのものであります。

それでは、資料2の令和2年度における史跡堀越城跡の全面公開についてをごらんください。

1項目めの文化財施設として規定する史跡堀越城跡の概要について御説明いたします。

堀越城跡は弘前藩初代藩主・津軽為信が整備した最後の居城で、昭和60年11月に国史跡に指定されました。

市では昭和62年度から平成22年度にかけて、城内の公有地化、発掘調査、整備計画及び整備基本設計を策定し、平成23年度から国庫補助事業による整備事業を進めてまいりましたところ、令和元年度までに旧石戸谷家住宅及びガイダンス展示等を含む全ての整備工事が完了する見込みとなったところであります。

資料2の2ページ目に添付しておりますA3版の図面をごらんください。赤の線で囲まれている区域が史跡の範囲となります。

国道から西側をごらんください。西側には本丸、二之丸などを配置しているほか、北側のエントランスエリアには駐車スペース、ロータリー、トイレ及びあずまやを配置しております。

国道東側には、三之丸の一部などを配置しているほか、さらに東側の史跡外においては管理活用支援エリアとして旧石戸谷家住宅、トイレ、あずまや及び駐車スペースを配置しております。

このように、本史跡は国道によって東西に分断されていることから、国道を横断することなく東西を往来できるアンダーパスを史跡南側に設置し、来跡者への利便性に努めているところであります。

資料2の1ページ目にお戻りください。

2項目めの史跡堀越城跡の全面公開日ですが、令和2年4月17日金曜日とし、その日に整備完成と公開を記念するオープニングセレモニーを開催する予定としております。これは、より多くの方々に御参加いただくため、吉野町れんが倉庫美術館のオープン予定日である4月11日や弘前公園の桜が早咲きとなった場合、まつりの準態勢対応の初日と推測されます4月18日に重複しない日で計画しているものであります。

次に、3項目めのこれまでの維持管理や公開活用における地域と協働状況についてですが、維持管理については、今年度まで地元町会や地域団体、地元企業等に草刈りや清掃などの維持管理で協力を得ております。また、公開活用事業であります現場説明会や秋祭りなどにおいては、ボランティアスタッフとして地域の団体等の協力をいただいているところであります。

なお、今後の公開に向けては、これらの団体の協力を得ながら、施設や歴史等について案内

するガイド養成なども進めております。

続きまして、項目4の全面公開の公開活用・維持管理体制については、来年4月、令和2年4月の全面公開に向けまして、地元町会や地域の関係団体を中心とした団体とともに、公開活用・維持管理を担う体制づくりを進めております。

項目5の全面公開後の公開活用につきましては、今後、地域の関係団体等と協議をしながら進めてまいります。また、1)から6)に掲載のサービス提供等による活用を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） ここまでこぎつけることができ、御苦労さまでした。

まず、今回、同条例に堀越城跡が加わるということについて、堀越城跡の今後の取り扱いというのはどのように変わるのかということが一つです。

あともう一つは、火気使用ができるということで堀越城跡も加えるということになりますが、そうすると施設の防火体制というのがやはり心配になってくるところなのですけれども、その点はどのような対策をとるのかということです。

三つ目は、もし答えられればの話なのですけれども、資料2の5の公開活用についてなのですけれども、5)堀越城や津軽為信に関するガイドブックやグッズの開発・販売とあるのですが、グッズというのはどういうものを想定していて、販売といった場合に堀越城のあそこで販売というふうにもいかないのかなと思うし、どこでどういうふうの販売するというふうなことを想定しているのか、この点について答弁をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 堀越城跡の位置づけということでございますけれども、この条例に追加することによって、あくまでも文化財施設としてこれから管理していくのと同時に、この条例もしくはその中の細かい規則等によって管理していくというような位置づけに改めてす。今までは整備が終わったところから暫定的に公開はしてきておりますけれども、あくまでも全体の整備が完了するというところで、文化財施設として位置づけるというようなことでございます。

それから防火体制、旧石戸谷家住宅の防火体制でございますが、建物の中に自動火災報知設備、煙感知器ですとかそういう感知器等も含まれますけれども、自動火災報知設備が一式、それから中に、8カ所に消火器を置いてございます。それから屋外になりますけれども、屋外のほうに簡易の水道水に直結型の消火栓設備を2基配置して防火体制をとっているというところでございます。

○文化財課主幹（岩井浩介） 質問の三つ目でございます。ガイドブックとグッズでございますけれども、ガイドブックについては、今年度の予算で堀越城を紹介するガイドブックを市の直営という形で作成いたしまして、リーフレットは無料ですけれどもガイドブックについては有償という形の頒布を予定しております。グッズにつきましては、これからの予算の状況にもよりますが、この管理する団体のほうの開発に市も協力いたしまして、具体的には今、地元の工芸でありますこぎん刺しであったり、そういったものと、為信の旗印であったりマークとか、そういったものを組み合わせでお城と地域の文化に特化した形で販売する、そういったグッズの開発、堀越城に来ていただく方のニーズに合ったようなグッズを開発していければと考えているところです。

○9番（千葉浩規委員） 最後、要望ですけれども、私、堀越城秋祭りに参加させていただいて、

このシンポジウムも聞かせていただいたのですが、大変すばらしい内容だし、堀越城のすばらしさが本当ににじみ出るようなシンポジウムでしたので、ぜひその内容については何らかの形で皆さんにも情報提供できるようにしていただければというふうに思います。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

議案第73号 指定管理者の指定について（教育センター等）

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第73号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） 議案第73号弘前市教育センター等の指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案につきましては、選定方法を公募とした弘前市教育センター等指定管理者の募集要項に基づき、応募があった2団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審議した結果、指定管理者候補者として選定されたアップルウェーブ株式会社を指定管理者に指定しようとするものであります。

資料1をごらんください。まず施設の概要等について御説明いたします。

管理を行わせる施設の名称は、弘前市教育センター、弘前市立東部公民館及び弘前市学習情報館であり、総称を弘前市総合学習センターとする複合施設であります。

社会教育施設として、全ての年齢層の市民が、学習や研修、さまざまな楽しむ活動を快適に行える環境を確保するため、平成7年に末広四丁目10番地1に建設されております。

指定管理者が実施する主な業務の内容は、有料施設の使用の許可や施設全体の維持管理、及び警備業務等であります。また、指定業務である情報処理教育事業は、市民ボランティアによるパソコン講座を計画し、開催するものであります。

指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、指定管理者候補者決定までの流れにつきましては、選定方法等を指定管理者選定等審議会に諮り公募とし、申請のあった2団体について、申請者ヒアリングを実施し、教育委員会

の部課長等10名の委員で組織する小委員会において申請書類及びヒアリングによる評価点を踏まえ、候補者案として決定しております。また、当該候補者案につきましては、指定管理者選定等審議会に諮問し、候補者案のとおりとする回答を受けており、この結果を踏まえ、候補者として選定したものであります。

項目3は、募集要項に基づき、当該団体が提案した主な内容を記載しております。

資料2でございます。資料2は、当該施設の指定管理者選定結果一覧であります。

評価する主な5項目について、それぞれ点数を配分し、小委員会の委員10名が評価した点数を申請者別に合計し、評点合計及び集計結果(順位)を設定しております。

説明は、以上であります。

○委員長(今泉昌一委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番(千葉浩規委員) まず第1点目は、5点あります。

一つは、今回応募した株式会社環境工学というのはどのような業種の事業者なのかという点です。

二つ目は、そもそも今回、総合学習センターの審議については初めてなので、改めてお聞きしたいのですが、そもそも社会教育におけるこの貸し館の位置づけというのはどういうふうになっているのかということと、それぞれ東部公民館、市教育センター、学習情報館、三つの施設それぞれが貸し出す部屋を持っているわけですが、ということはそれぞれ三つの施設によってその貸し館の位置づけというのは異なっているのかなというふうに思うわけですので、その違いは一体何なのかというところの答弁をお願いしたいと思います。

次、三つ目は最新の教育年報によると、平成30年度は前年に比べて参集人員も件数も東部公民館と学習情報館では回復していたのだけでも、平成26年度との対比で見ると、依然としてそこまでには至っていないというような状況でした。この施設の参集人員、あと借り状況の件数の増ということについて、指定管理者においてはこの間どのような努力がなされ、また市教委としてはどのようなことを求めてきたのかということですか。

次が、議事録を見ますと、前回は、施設について暗いとか寒いとか暑いとかそういった苦情が大変多かったというふうに伺っているのだけでも、現在はどうなっているのかなということですか。

最後、多目的ホールの音響について、市民の方から私、要望を寄せられたのですが、大変ハウリングを起したりとか、そういうこともよくあるということで、機材の操作というのは基本的に誰が行っているのか、この点についての答弁をまずお願いします。

○生涯学習課長(柳田尚美) まず1点目、2者応募しているうちのもう1者、株式会社環境工学はどのような会社かということでありまして、こちらは本社は弘前市にございまして、事業としては環境調査及びコンサルタント、環境計量証明事業、公害防止施設の設計・施工・維持管理・コンサルタント、産業廃棄物処理などを行っている事業者です。施設管理の実績といたしましては、一般廃棄物最終処分施設、例えば弘前市ではECクリーンセンター瑞穂、むつ市でも行っているのですが、建物の管理、ごみ搬入受け付け業務、ごみ埋め立て管理保守点検など、水道・浄水の関係では西目屋村でも管理の実績がございまして、施設の保守点検管理などを行っている会社です。

2点目、社会教育施設における貸し館の位置づけということでありまして、それぞれの施設ですけれども、弘前市教育センターは学校教育の研究機関として日々授業の工夫などを行っているところ、それと東部公民館は豊田地区及び東地区の公民館活動の拠点として、いわゆ

る公民館が活動しているところであります。もう一つは、学習情報館は学習情報、情報処理などのコンピューター技術とかの研修なども含めてですけれども、学習情報の収集と提供を行う施設で、これら三つが複合してございます。それぞれの施設の目的はそれぞれの市の部署がやっているのですけれども、それぞれが管理する貸し館部分の部屋ということであれば、個々の教育センター、東部公民館、学習情報館の役割を中心としながら相互の目的を補完しながら広く利用提供が可能になるように貸し館業務を行っているということでもあります。

参集人員につきましては、平成30年度実績では回復はしているものの26年度から29年度までというのは利用人数が減っている状況にありました。この間ですけれども、指定管理者では親切丁寧な対応とサービスの充実、安全確保、環境保全に努めてきております。また、効率的な管理を行い、経費の削減を図り、市民に愛される施設の管理運営を目標として年1回以上、アンケート調査を実施することにしておりまして、市民ニーズの把握に努めてまいったということでもあります。市のほうの役割といたしましては、この施設の安全性であるとか公平性であるとか、予定された事業計画の履行状況などをモニタリング調査などで確認しまして、その結果を公表するなどして市民への説明の透明化に努めてまいったと。あと、利用率が上がるようにということで、工夫といたしましては、従来、午前、午後、夜と三つの区分、それから1日全部というような四つの区分で貸していたところなのですけれども、これを時間貸しに改めるなどして利用者の便宜を図れるように努めてまいったということでもあります。

暑い、寒いという苦情につきましては現在のところ特に多くは見られてございません。クールビズ・ウォームビズなどを徹底しているということもございませぬけれども、実際に貸している部屋というのは集まった人数とかちよとした状況で変更がありますので、御相談があれば一、二度上げる・下げるといのは調整をしておりますので、そういった苦情は見られなくなっているというふうに把握してございます。

ホールの音響については、誰が操作を行うのかということでは、これは利用者側がそれぞれ操作するというを想定して実施しております。

○9番（千葉浩規委員） 続きまして、四つほどあるのですけれども、この資料に選定結果一覧の(3)施設の設置目的を効果的に達成することができることの①利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果とあるのですけれども、結局先ほどお話しした貸し館についてそれぞれの効果が出るようにさまざま具体的な手配をとるといことだと思っておりますけれども、この点について双方どのような提案がされて、今回アップルウェーブの提案がどのように評価されていったのかということの答弁が一つです。

あとは、10月10日の指定管理者選定等審議会の議事録を見ますと、委員から目的達成に向けて担当課と指定管理者と協力してほしいとの要望も出されておりました。そこで、利用者の拡大に向けて指定管理者と、東部公民館、市の教育センターの貸し館を軸にした連携状況というのはどうなっているのかという点について答弁をお願いします。

最後が、実は市民の方から寄せられたのは、確かに演説会とか声を出すだけの催しであれば素人がやっても何とかなろうかと思うのですけれども、しかし、公民館が行う文化祭なんかでは楽器の演奏があったりとか、バック音楽を流したりとかあるわけで、そうなるとなかなか素人であると音響操作というのが難しいというふうな声もあるのだけれども、これを指定管理者で操作していただくというふうにはならないのかということです。

○生涯学習課長（柳田尚美） 1点目ですけれども、それぞれの会社からどのような提案があり、どういうことでアップルウェーブが評価されたのかという御質問にお答えいたします。

まず両者から同様に提案があったものが三つほどございます。一つは教育センターを通じて学校やPTAへの事業PRに努めること、東部公民館との連携とを図り地域活動の利用促進を図ること、自社のホームページを活用した広報活動を行うこと、これらについては両者とも同様に提案がございました。アップルウェーブ社からはこれに加えて、弘前大学の留学生などと連携した外国語講座の開催、維持管理のために、これは義務とはしていないのですけども、維持管理に資するというので1級建築士を配置する、FMアップルウェーブを活用した広報活動や人材・情報の活用についての提案がございました。つまり、自社が保有する技術や資源を施設運営に生かそうとする意欲が見られましたのでそういったところが評価されたものだと考えてございます。

それから貸し館についての連携状況ということでございます。先ほどの御質問でもお答えいたしましたとおり、教育センターを通じたPTAへのPR活動、あと東部公民館の連携を図った地域活動の利用促進、こういったことには意を用いているということでありまして、貸し館の実際の事務といたしましては、指定管理者導入の最初の段階からですけども、各館の貸し館を指定管理者が一括して受け付けするというようになっておりまして、事業内容も把握しているということでございます。あとは開催時期、開催内容について正面玄関の掲示板に掲示することによりまして参集者への周知を図るとともに館内の情報共有に努めるということでございます。

それから音響機器、指定管理者のほうで操作するようにならないかということでございます。こちらの公民館、市民会館とか文化センターホールとかそういった場所では興行的な、プロを呼んでというようなことも多くございますけれども、公民館ということで考えれば地域的な行事が中心になります。教育センター、学習情報館などの業務も専門的な研究・発表の場合、それら関係者が集まって行われるという事業がございます。なので、地域密着型、関係者が集う事業が、そういった形での使用がほとんどでありますので、あとは音響機器といってもせいぜいCDプレーヤーと複数あるマイクの音量調整、それぞれのボリューム調整ができるような簡単なつまみがついたミキサーがある程度でございますので、初めての方であっても事前に打ち合わせすることによって問題なく御利用いただけている状況ではないかなというふうに思っております。もしまだ難しいということがあるのであれば、やはりそこは事業者側から御相談いただいて、それには親切に伝えていくということで対応してまいりたいと思います。

○9番（千葉浩規委員） 今、答弁を伺って、どちらの事業者も連携ということは事業内容としては提案にもあったということなのですが、教育委員会と指定管理者の連携というのがいまいち答弁を聞いていてもよくわからなかったというのが感想としてあります。ただ、今回指定管理者制度が平成15年に導入されていまして、当市でも教育関連施設でも、またそのほかの公の施設でも導入が進んでいるということなので、私としてはそういう中でさまざまな課題も浮き彫りになり始めているのかなというふうな印象を持っているところです。研究者の中には指定管理者に応募してくる事業者も当初より条件の範囲内でサービスを担う能力のある団体が淘汰されてきているように思うというふうに指摘する先生もおりました。これ、赤旗ではなくて日本教育新聞という業界新聞にいつも連載している先生です。そうすると、当初予定されていた事業者間の競争性というのはだんだん弱くなってきて、1者のみの応募が本当に今後ふえてくるのではないかなというふうに思うところです。今回新たな業者が応募してくれたけれども、先ほどの答弁を聞くと、教育関係というよりはビル管理と環境関連の事業者で、余り教育施設の指定管理者というふうにはなかなか難しいのかなというふうに思うわけです。教育

施設になるとやはりビル管理だけでなく、社会教育を推進していくというふうな役割もあるので、ますますそれを担うことができる団体というのが少なくなってくるのかなというふうに思います。だからと言って当市の指定管理者制度導入に係る方針の中にある市内に本店、本部を有するものと、これの中の指定管理者の事業の範囲の原則をやっばり変えるというのは、やはりこれはちょっと問題を履き違えているのかなというふうに思うところです。

なので、やはり指定管理が全国的に導入されてもう15年もたっておりますので、教育施設の指定管理者制度の状況について他市の状況なんかもどうなっているのか、指定管理者制度そのものを教育施設に導入するときの有効性というものをやはり再検討するときが来ているのではないのかなというふうに思います。特に、ここの施設というのは、市の教育センターと公民館と学習情報館と、さらに市民課の分室も含まれる総合施設ということなので、その方針の一節に、施設の管理のみではなく、市の政策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながらも施設の管理運営を行うことが求められるというものについては非公募にすることができるというふうにありますので、そういう意味ではこれを公募でなくて1者指定ということだっただけで考えられるのではないのかなと。聞いているとなかなか連携というのが、今回10年やってきてそれでもアップルウェーブのところでは、何とかかみ合って進みつつあるようには見えるのだけれども、新たな業者がまた始めるとなると一からの出直しになってしまうということなので、この指定管理者制度を続けるにしてもその密接な連携を実現する方策についてもやっばり検討しなければならない時期に来ているのかなと思います。

最後になりますけれども、ちなみに、指定管理であった市立歴史民俗資料館を広く地域づくりに生かすという政策転換があって、教育委員会だけではなくて市長部局との連携を強めるというふうな方針のもとに直営に戻したというふうな茨城県龍ヶ崎市の事例もあるということなので、そこで、質問なのですけれども、最初から指定管理がいいとか直営に戻すべきだとか、そういう結論を最初から持つのではなくて、さまざまな観点から今後5年間かけて市の教育センター、東部公民館、学習情報館の施設管理についてどのような方法が一番この地域の社会教育としての力を発揮するのにベストなのかというものを今後検討してみるという考えはないか、市教委の考えについて最後お聞きしたいと思います。

○**教育部長（鳴海 誠）** 社会教育施設は社会教育の奨励に必要な施設であって、社会教育活動において市民の学習活動の拠点となる施設でございます。施設の機能が社会教育の取り組みを継続させたり発展させたり、また結びつけたりするといった働きを持っております。よって、教育委員会といたしましてはこうした機能を市民に保障するという、施設を使いやすく利便性の高いものとしていくといった責任があると認識しております。

このことから、市民の平等な利用の確保、そして効果的で適正な管理運営等については指定管理者制度による民間のノウハウの活用、さらには他市の状況等もさまざま含めまして随時検討して最善のサービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○**委員長（今泉昌一委員）** ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（今泉昌一委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（今泉昌一委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

議案第74号 指定管理者の指定について（鳴海要記念陶房館）

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第74号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） 議案第74号について御説明いたします。

資料は2枚配付させていただいております。

提案内容は、鳴海要記念陶房館の指定管理者として、一般財団法人岩木振興公社を指定しようとするものであります。

本施設は、りんご釉の陶芸家として東北地方を代表する故鳴海要氏の工房を保全するとともに、その作品の展示等を行い、市民の地域文化の継承と生涯学習意欲の向上及び、地域における市民の交流と触れ合いを促進することを目的に設置されたものであります。

施設の管理運営には、鳴海要作品の約7割を所有する故鳴海要氏の遺族との信頼関係が不可欠であり、開館当初から適正に管理運営し、信頼関係を築いている団体であることが求められます。

よって、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき非公募としたもので、当該団体を指定しようとするものであります。

資料1の4をごらんください。

申請における主な提案内容ですが、実際に陶芸に触れる機会を提供し、親子で楽しめる陶芸教室・電動ロクロ体験事業の実施、鳴海要作品でコーヒーやお茶を提供する喫茶コーナーの設置、また、今回特に要請した若年層の利用促進を図るための取り組みとして、ミニカーやプラモデル等のコレクション展の開催など、利用者の増加につながる具体的な手法が提示され、その効果が期待できるものと考えております。

続きまして資料2をごらんください。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、市民の平等な利用を確保することができること、施設の設置目的を効果的に達成することができること、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることの項目ですぐれており、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間であります。

説明は以上であります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） まず最初に、岩木振興公社に関する質問なのですが、前回、2年前にもこの指定管理については議論されておりまして、私もその審議に参加させていただき

ました。その指定期間が2年について伺ったところ、今回は第三セクター評価委員会の意見を踏まえて第三セクターとしての岩木振興公社のあり方を検討していくために2年としたというふうな答弁がありました。今回、この岩木振興公社を指定管理者として指定する施設について指定期間が2年と5年と12年というふうになったわけですから、当然このあり方について何らかの検討がされてその結果があったというふうにいるところなのではけれども、その件について答弁をお願いをしたいというのが一つです。

二つ目は、なぜこの岩木振興公社が指定管理者となっている他の施設の指定期間が5年と12年というふうになっているのにもかかわらず、この陶房館については依然として2年なのかということが二つ目です。

三つ目は、ホール利用者の年間者数は資料を見ると大体5,000人から6,000人というふうになっています。ところが、隣の展示室の入館者は無料の方も含めて年間500人から多くても900人ということです。つまり、指定管理者の頑張りでも年間約30本のギャラリーでの新企画には本当に多くの皆さんが来ていただいているのだけれども、その後、この展示室に足を運ぶという人がそもそも少ないというのが現状だと。それで、高齢者による無料入館者の増によって利用料金収入が低迷しているのだというのだけれども、それでは幾ら施設の利用手法や形態を充実したとしても、これで来館者がふえて若い人に来てもらっても展示室の鳴海要氏の作品展示内容を充実しなければ、なかなかこの有料区画まで足を運んでいただけないのかなというふうに思います。リピーターの方も結構来られるかと思うのだけれども、同じ展示内容であれば無料であっても同じものをまた見ようという人もいないでしょうから、なかなか展示室に足を運ぶというふうにもならないのではないかとこのように考えるわけです。

そこで、この展示室の鳴海要氏の作品展の作品展示の内容の充実ということが本当に必要だと思うのですが、この展示室の展示がえの作業はどこで行うのか。また、その費用はどこで持つのか、それについての答弁をお願いします。

最後は、職員の配置状況について答弁をお願いします。

○**博物館長（成田正彦）** まず、三セクである岩木振興公社のあり方の検討についてということでございますけれども、岩木振興公社の、第三セクターでありますけれども、そのあり方の検討については博物館としては承知していないところでございます。

岩木振興公社が管理している鳴海要記念陶房館の指定期間を2年とした理由につきましては、利用料金制を導入しているわけでございますけれども、利用料金である入館料収入が減少していること、また鳴海要作品の展示スペースを含めた施設全体のあり方についてはいま一度ちょっと検討が必要ではないかというところの判断でありまして、2年間で今後検討していくために2年としたものでございます。

続きまして、その展示がえとその費用についてというところでございますけれども、展示がえ及びそれにかかる費用については博物館が負担するというところになってございます。

最後もう一つ、職員の配置状況というところでございます。指定管理料の中では、職員が1人とアルバイト、これらを含めて1日1名を配置するというところとしております。ただ、指定管理者であります岩木振興公社におきましては、自主事業の充実などに係るアルバイトを1名追加してございまして、一人から二人が常時配置されているというような状況でございます。

○**9番（千葉浩規委員）** 一つ目の質問について、博物館で承知していないということだったので、一体どのように計らっていただけるのでしょうか。

○**委員長（今泉昌一委員）** 今回はやはり提出された鳴海要記念館の指定管理についての審議に

絞りたいと、この委員会では。岩木振興公社のあり方云々ということであれば、これは一般質問なり何なりでまたやっていただければと思います。今回は、鳴海要記念館の指定管理に限って審査をしたいと思います。

○9番（千葉浩規委員）（続） 委員長がそのようにおっしゃいますのでそうさせていただきます。

それで2回目の質問になるわけです。そうすると、合併前と合併後の展示がえの頻度と、つい最近の展示がえを行った時期とその規模、あとは収納庫があるのかどうか私はよくわからないのですが、鳴海要氏の作品というのはいかほど陶房館に納められているのか、この点です。

あとは、職員について、陶芸に関する知識を持っておられる方なのか、この点について答弁をお願いします。

○博物館長（成田正彦） まず合併前と合併後の展示がえの頻度とその規模ということでございますけれども、合併前につきましては公民館が所管をしております、年間3回程度で、さらに規模については約半分ほど展示がえを行っていたというふうに伺っております。合併後につきましては、博物館が所管となりまして、年間1回程度行っております、大体3分の1ほど作品を交換するというようなところで行っているところでございます。ただ直近についてというところですが、2017年、平成29年度でございますが、このときに展示がえを行っております、その後展示がえをしていないという状況でございます。

続きまして、作品の数というところでございますけれども、104点、陶房館には展示されております。そのうち73点が鳴海要さんの遺族が所有されております、市の所有は31点というところで、約30%が市の所有という状況でございます。

続きまして、職員の陶芸に関する知識というところでございますけれども、募集要項では陶芸に関する知識と経験を有する人材の配置を規定しております。現在、短期大学で陶芸科を専攻、卒業した職員が配置されているというところでございます。

○9番（千葉浩規委員） この展示がえについて、合併前は年3回行っていたと、合併後は1回、それも3分の1ということで、つい最近やったのが2017年ということで、この年1回でさえも少ないのに、それさえもつい最近は行われていないというのが現状だと思ったということです。それで、市内には■■■■という方、80点ほど鳴海要氏の作品を所有しているということも伺っているし、県内にも極めてすぐれた作品を所有している方も多いうふうなお話も聞いているところです。旧岩木町のときには、そういうものもお借りしながら展示がえを行ったのではないのかなというふうに思うわけです。そこで、指定管理者にあれこれ要求するだけではなくて、やはり博物館が記念館の展示内容の充実に本当に責任を果たしていくということが今後重要ではないのかなというふうに思います。

そこで、博物館として、鳴海要氏の作品を借用しながら定期的な展示会をきちんとやっていくということについてどのようにお考えなのか答弁をお願いします。

○博物館長（成田正彦） 展示がえについてというところでございますけれども、これまではどうしても作品をとにかく並べての展示ということが多かったわけですが、ただやっぱり作品については、先ほど千葉委員からたくさんありますということでございますけれども、これまで何回も展示がえしていく中で、どうしても同じ作品というのは展示されてくる形になってございます。そういったところにおいては、ただ並べるだけではなくて、いろいろな展示の方法というのを検討する必要があるのかなというふうに考えております。例えば、パネル化して、作陶している風景の写真を展示するとか、作品だけではなくていろいろな形の展示とい

うのが今後必要になってくるのかなというふうに考えております。そういった意味では、それらを含めて今後の2年間でいろいろ検討しながら展示がえをしていきたいというふうに考えております。また、来年度については、特に鳴海要さんの生誕100年という年でもございますので、それに合わせて展示方法を検討しながら展示がえをしていきたいというふうに考えております。

○9番（千葉浩規委員） そうすれば、陶芸に関する知識を有する職員の方もおられるということですので、その方も力を多いに発揮していただくということもやっぱり必要かと思えます。

そういう意味では、職員の配置をやっぱり増員するとかということによって指定管理料の増額ということも検討していただけるように要望して終わります。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入れかえ〕

議案第71号 指定管理者の指定について（岩木山桜林公園）

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案71号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（岩崎 隆） 議案第71号は、岩木山桜林公園の指定管理者として、一般財団法人岩木振興公社を指定しようとするものであります。

本施設は、岩木地区の観光及び地域振興の拠点となる施設であり、当該団体がアソベの森いわき荘、岩木山百沢スキー場など、岩木地区の施設を総合的に管理運営しており、本施設の管理運営と岩木地区の観光振興施策が密接にかかわることから、非公募により、岩木地区の観光物産の振興を目的に設立された当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、これまで安定して集客を図ってきた実績があり、貸し別荘のエアコン等の設備の更新も計画していることに加えて、青森県樹木医会と協力して桜の樹勢回復に取り組んでいることなどが各評価項目で評価され、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、これまで2年刻みとしておりましたが、次に御審議いただく議案第72号の国民宿舎いわき荘等を将来的に民間譲渡することとし、指定管理期間を12年間とすることから、

本施設については、市の標準的な期間である令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で議案の説明を終わります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 岩木振興公社の質問については、委員長から一般質問でというような指摘がありましたので、桜林公園について質問させていただきます。

前回、私、2年前の質疑でこの桜の木の管理について質問をしまして、先ほど部長からの答弁もありましたとおり、指定業者の自主事業として青森県樹木医協会の樹木の保全業務を委託し、回復に努めているというふうなお話もありましたけれども、2年前は桜の花が極めて少なかったということがあったのですけれども、その後、この自主事業の結果、どのような効果が出たのか答弁をお願いします。

○観光課長（粟嶋博美） 桜の管理についてお答えいたします。

桜の管理についてでございますが、平成25年ころまでの間に徐々に樹木が弱り、きれいに花が咲かなくなったことから、平成26年度から令和5年度までの10年計画を策定いたしまして、青森県樹木医会へ委託して、施肥による土壌改良、それから木々の剪定、薬剤散布などを実施してきておりまして、ことしは6年目に当たります。その効果が近年あらわれてきておりまして、樹木医会に委託する前は木の茎や枝が異常に密生するてんぐ巢病がひどい状態でありましたが、ここ2年では見られなくなり、それに伴い、つばみの芽吹きもよくなり、花つきも大幅に改善されているところであります。

○28番（下山文雄委員） それこそ今、桜林という、桜林でないのでしょうかけれども、何本ぐらいいそこには桜、古い桜が何本で、わからなければわからなくてもいい、それから補植はしているものなのか。というのは、岳の街道を行くとき、オオヤマザクラとかなんとかというのを補植していたりするところで、補植なんかはしているのかどうなのか。部長が言ったように極めて、我々が若いときから見ると、衰退の一途をたどってこれどうなるのだべかなと思って、まあ、近年行ってないからわからないけれども、施肥とか薬剤散布、今、千葉委員の質問でてんぐ巢病の状況なんかそういったことをしていると言うから、実際の回復には大いになっているのでしょうかけれども、かなりあったような感じがするのだけれども、それこそそういった樹木、古いやつ、何本ぐらいいあって今それに一生懸命かかっているのかなと思ったりして。わかっていれば教えてください、わかってなければいい、後でいい。

○観光課長（粟嶋博美） まず、桜の樹木、古いのということでございますが、当初、ソメイヨシノを約2,000本植えたということでございます。

○28番（下山文雄委員） 2,000本植えてだと、何も勘定する分ないよ。当初2,000本植えたという話からみても、とてもとても、我々若いときからでも、2,000本だなんて、弘前公園のが2,500本ぐらいで、桜林のが2,000本だば、これだばちょっと余り大きい声でしゃべられない答えだ。中国の武漢の桜のように間引きさねばまいねぐらいになっていないとまいねのだ、2,000本といえばあの敷地、何ぼも大きい木ないでばな、今。まあ、いい、それはいい。

○観光課長（粟嶋博美） 桜の木でございますが、ちょっと記録に残っているところでは明治38年に岩木山神社の神苑、神社の境内でございますが、その場所にソメイヨシノを2,000本植樹されまして桜林公園が桜の名所となったというふうなことでございます。

○28番（下山文雄委員） 岩木山神社からずっとこっちに、いわゆる桜林公園としているところのを聞いているのであって、岩木山神社だの途中の道に植えたのは論外だね。公園のことを聞

いて公園のところに2,000本植えたと言ったのでびっくりしたのであって、岩木山神社のあれからずっと、あの範疇というか岩木山神社の境内というか国民宿舎のあたりのも数えて2,000本植えたのだば、それだば話はわかる。今、この議論となっている桜林公園のことを論じているのであって、岩木山神社だのあそこの手前に植えたことは論外だ。まあ、いいよ、それについては。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第72号 指定管理者の指定について（国民宿舎「いわき荘」等）

○委員長（今泉昌一委員） 最後に、議案第72号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○観光部長（岩崎 隆） 議案第72号は、国民宿舎「いわき荘」等の指定管理者として、一般財団法人岩木振興公社を指定しようとするものであります。

本施設は、岩木地区の観光及び地域振興の拠点となる施設であり、当該団体が岩木山桜林公園、岩木山百沢スキー場など、岩木地区の施設を総合的に管理運営しており、本施設の管理運営と岩木地区の観光振興施策が密接にかかわることから、非公募により、岩木地区の観光物産の振興を目的に設立された当該団体を指定しようとするものです。

当該団体につきましては、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、平成6年4月に旧岩木町から施設運営を委託されて以来、経営努力により顧客満足度を高め、宿泊料等の利用料金収入のみで運営を行い、岩木地区全体の観光振興に寄与してきた実績、そして、今後の指定期間において、施設の長寿命化を図るため、ボイラーや大浴場の改修を行うことや、職員の労働環境の改善に取り組むことなどが各評価項目で評価され、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

次に指定期間についてですが、平成26年4月1日から2年刻みで指定管理を更新してきましたが、本施設については、将来的に民間移譲することとし、建設時に活用した田園空間型グリーンツーリズム整備事業費補助金の処分制限期間が経過するまでの12年間を指定管理期間としようとするものでございます。

以上で議案の概要説明を終わります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 一つは、前は指定期間2年ということで、その理由として一つは先

ほどお話しした第三セクターの岩木振興公社のあり方というのが一つで、もう一つの理由として弘前市公共施設等総合管理計画による施設ごとの利用方法について引き続き協議していく必要があるということで2年というふうにしたということだったと思うのです。

そこで、今回指定期間が12年というふうになったわけだけでも、このいわき荘について、弘前市公共施設等管理計画にかかわって、どのような検討がなされて今回12年というふうになったのかということです。

○観光課長（栗嶋博美） いわき荘等につきまして、弘前市公共施設等総合管理計画についてどのように協議して12年になったかということでお答えいたします。

市では、弘前市公共施設等総合管理計画に基づきまして、平成30年3月に弘前市公共施設等総合管理計画第1期実施計画を策定し、国民宿舎いわき荘等については施設の民営化という基本方針のもと、平成30年及び31年の2カ年で施設の方向性を検討するとしております。

この計画に基づきまして、国民宿舎いわき荘等について民間譲渡も視野に検討を行ってまいりましたが、調査の結果、岩木総合交流ターミナル建築の際に活用した田園空間型グリーンツーリズム整備事業費補助金の財産処分制限期間が令和13年5月までであったことから、当該期間が経過する令和14年3月までの12年について、一般財団法人岩木振興公社に指定管理させることにより市有財産の有効活用と維持管理の適正化を図ることとしたものであります。

○9番（千葉浩規委員） 指定期間12年ということなのですが、中・大規模の修繕は市もしくは指定管理者のどちらが行うことになるのかということと、この流れでいうと何となく岩木振興公社の方向での民間譲渡ということも視野に入ってくるのかなと思うのですが、そうすると先ほどの話になってしまうのだけれども、岩木振興公社のあり方というのもやはり当然検討されなければいけないのかなと思うのですが、この岩木振興公社のあり方というのは一体どこで検討されていくのかなということで答弁をお願いします。

○観光課長（栗嶋博美） まず中・大規模の修繕はどちらが行うかにつきましてお答えいたします。国民宿舎いわき荘等は全ての経費を宿泊料等の利用料金収入で賄う完全利用料金制で運営されている施設でございます。施設の運営に必要な経費は原則として指定管理者の負担としておりますが、この例外として、一つ目として法令改正により必要となった施設躯体の改修等、二つ目といたしまして施設の基本構造に係る増改築、移設及び設備の更新については、現時点で内容、金額を想定することが不可能であることから、募集要項の責任分担表においてその負担については協議としているところでございます。

それから、公社のあり方についてでございますが、今後、指定管理期間が12年間ということでございます。施設の運営や管理の状況につきましては、指定管理のモニタリング制度に基づき市職員が少なくとも年2回、施設を訪問し状況を確認した上で評価を行っているところでございます。今後につきましては12年間の長期になりますが、細かいことも含めまして指定管理者との間で頻繁に連絡や相談を行うことで経営状況の変化をいち早く察知し、必要に応じて協力や対策を行ってまいります。それから、あり方につきましては、今後やはり公社と綿密に協議していくこととなります。

○9番（千葉浩規委員） 岩木振興公社が所管している施設というのは、観光課だけではなくて博物館とか市民生活部にもまたがっているわけだから、一体どこの課が責任を持って検討していくのかというのを、私ちょっとはつきりしないので、どこの課が責任を持って進めていくのかという点を明らかにしていただきたいということと、12年間の指定管理ということになるので大変長い指定管理期間というふうになります。

そこで、その間の経営状況や管理状況のチェック体制というのはいかなるような体制がとられていくのか、この点についての答弁をお願いします。

○観光課長（粟嶋博美） 公社につきましてどの課が責任を持っていくのかということですが、先ほど委員がおっしゃられたとおり、岩木振興公社、いろいろとほかの体育施設、それから社会教育施設を指定管理してございます。ただし、今現在では振興公社の担当課といたしましては、観光部観光課が責任を持ってやっていくこととなります。

それから、今後のチェック体制でございますが、先ほどの答弁でもありました施設の運営や管理の状況については指定管理のモニタリング制度に基づきまして市職員が少なくとも年2回、施設を訪問して状況を確認して評価を行っているということで、今後も公社のほうと綿密に協力、連絡体制をとって対応していくこととなります。

○26番（田中 元委員） 岩木振興公社は市が100%出資の財団ですけれども、もともと観光施設というのは大体民間事業者がやって経営していくというのが普通なのだけれども、振興公社に関しては全国的にも市が出資をして、まあ、岩木町でも、それですと長年黒字化を図ってきて、大きな黒字を出してきたという岩木振興公社です。評価点数500点満点です。411点、89点足りませんよと、満点とるのは無理だとしてもこの89点、ちょっとここに数字で書かれていますけれども、どの辺が少し足りないのかと、満足できないなという部分なのかということをお聞きしたい。

○観光課長（粟嶋博美） 今回の評価につきましては観光部のほうで小委員会を設けまして、委員長初め委員5人の6名体制で評価を行ってきたところでございますが、やはりそれぞれの委員での評点ということになりますので、特にこの中でどこがということになりますと、やはり点数が低い部分が評価がなかったと（「そう言われればそれでもう元も子もないけれども」と呼ぶ者あり）ちょっと今、個々の評価の特記事項といましようか、そちらのほうにつきましてもちょっと手持ちで資料を持ち合わせておりませんので、その辺、個々の委員からのちょっとこの部分が足りないといったことは今こちらのほうではお答えできないといったこととなります。

○26番（田中 元委員） 500点満点の89点ですから大したことはないと評価してもまずはいいいのかなと思います。

ところで、これは質問ではないです。ここの振興公社、長年支えてきた、国民宿舎いわき荘時代からずっと支えてきた、今言ったように長年ずっと黒字化を図ってきたここの総支配人が退職されました。私の目から見てもほとんどこの人がいたからこそこまできたと言っても決して過言ではありません。ところが、この人が退職されました。よって、その後の経営運営体制がどうなっているのか、しっかりやられているのか。先ほど委員長からそれは別問題と言いましたので、お答えは後ほど内々にいただければと思います。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時48分 散会】